

な審理手続が確保されなかったことにおいて、原決定には重大な瑕疵があると言わざるを得ず、原決定は取り消さざるを得ないものである。

3 結論

以上のとおり、原決定には市委員会が審理を十分に尽くさなかった違法があるので、これを取り消すが、速やかな争訟処理を行う選挙争訟制度の趣旨に鑑みて、本件審査の申立てを市委員会には差し戻さず、当委員会において判断するものとする。

また、審査申立ての要旨1及び2の当選の効力に関する申立人らの主張はいずれも理由を欠くものであるため、これを容認することができない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成31年1月17日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

(別表 1) 実行委員会の収入状況

(単位：円)

収入項目	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算※2
市の負担金	110,000,000	83,000,000	18,000,000
県支援金※1	4,993,000	0	0
事業収入	18,571,500	72,973,900	0
前年度繰越金	146,057	57,450,524	632,176
雑収入	10,632	9,326	10,000
合計	133,721,189	213,433,750	18,642,176

※1 長野県からの補助金「元気づくり支援金」

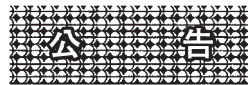
※2 平成29年度の収支計算書によれば、29年度から30年度への実際の繰越金は、721,557円である。

(別表 2) 異議申出人らが閲覧・交付を求めた書類

書 類	枚数※
1 信濃大町食とアートの廻廊実行委員会 臨時総会資料 (H27.11.8)	5 枚
2 信濃大町食とアートの廻廊実行委員会 臨時総会議事録 (H27.11.8)	3 枚
3 信濃大町食とアートの廻廊実行委員会 総会資料 (H28.3.28)	2 8 枚
4 信濃大町食とアートの廻廊実行委員会 総会議事録要旨 (H28.3.28)	6 枚
5 信濃大町食とアートの廻廊実行委員会会則 (H27.11.8施行)	4 枚
6 北アルプス国際芸術祭実行委員会会則 (H28.4.1施行)	3 枚
7 北アルプス国際芸術祭実行委員会会則 (H30.4.1施行)	4 枚
8 北アルプス国際芸術祭実行委員会 総会資料 (H30.3.28)	2 0 枚
9 北アルプス国際芸術祭実行委員会 総会議事録 (H30.3.28)	2 枚
10 平成27年度信濃大町食とアートの廻廊実行委員会決算書	1 枚
11 平成28年度北アルプス国際芸術祭実行委員会決算書	1 枚
12 平成29年度北アルプス国際芸術祭実行委員会決算書	1 枚
13 平成30年度北アルプス国際芸術祭実行委員会予算書	1 枚
14 平成28年度決算報告書 (収支計算書、貸借対照表、財産目録)	9 枚
15 平成29年度決算報告書 (収支計算書、貸借対照表、財産目録)	1 1 枚
合 計	9 9 枚

※すべてA4版。枚数は印字面の数を表す。例えば、両面印刷物1点なら枚数2枚とした。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗舗地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半Jマート・オギノ諏訪店
諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社
飯田市北方1023-1
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) Jマート・オギノ諏訪店
(変更後) 綿半Jマート・オギノ諏訪店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
綿半Jマート	石坂 健一	東京都新宿区四谷1-4綿半野原ビル
三菱UFJリース	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
綿半ホールディングス(株)	野原 勇	東京都三鷹市野崎1-20-20
三菱UFJリース(株)	白石 正	東京都千代田区丸の内1-5-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
(株)綿半Jマート	石坂 健一
(株)オギノ	荻野 寛二

(変更後)

名称	代表者氏名
(株)綿半Jマート	前澤 敏明
(株)オギノ	荻野 寛二

4 変更した年月日

平成30年4月1日ほか

5 届出年月日

平成30年12月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成31年1月24日から平成31年5月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半Jマート・オギノ諏訪店

諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023-1

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	5
出口	2	5
合計	4	10

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

平成31年1月14日

5 届出年月日

平成30年12月11日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成31年1月24日から平成31年5月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年1月24日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 許可番号
平成30年9月4日 長野県指令30都第30-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市広丘郷原1637-1、1637-2、1637-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字宗賀5154-1
株式会社塩尻ファーム 代表取締役 北 沢 勝 巳

都市・まちづくり課